

連絡先 自動車局 審査・リコール課 リコール監理室  
 TEL 03-5253-8111 内線 42361  
 アドレス : <http://www.mlit.go.jp>

## リコール届出一覧表

リコール届出日：令和4年5月23日

|                                  |   |         |                                  |
|----------------------------------|---|---------|----------------------------------|
| リコール届出番号                         | 5148  | リコール開始日 | 令和4年5月24日                        |
| 届出者の氏名又は名称                       | 株式会社 NICHIGO<br>代表取締役社長 鈴木 隆好   |         | 問い合わせ先：品質保証部<br>TEL 011-681-3136 |
| 不具合の部位（部品名）                      | 走行装置（ハブボルト）   |         |                                  |
| 基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因 | ロータリ除雪車の走行装置において、ホイール取付用ハブボルトの強度が不適切なため、ハブボルトが折損するものがある。そのためブレーキドラム内にハブボルトとハブナットが脱落し、そのまま使用を続けると、ブレーキドラムとブレーキシューの間にハブボルトとハブナットが噛み込み、最悪の場合、タイヤの回転が停止して走行出来なくなり、他の交通を妨げるおそれがある。           |         |                                  |
| 改善措置の内容                          | 全車両、ハブボルトの全数を対策品に交換する。またハブナットの全数を新品に交換する。   |         |                                  |
| 不具合件数                            | 14件   | 事故の有無   | 物損事故2件                           |
| 発見の動機                            | 市場からの情報による。   |         |                                  |
| 自動車使用者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車使用者： 自動車使用者に直接通知する。</li> <li>自動車特定整備事業者等： 全使用者を把握しているため、周知させるための措置はとらない。</li> <li>改善実施済車： ステッカ（No. 5148）を運転席側ドア開口部のドアキャッチ付近に貼り付ける。</li> </ul> |         |                                  |

| 車名   | 型式       | 通称名     | リコール対象車の車台番号（シリアル番号）の範囲及び製作期間                  | リコール対象車の台数 | 備考 |
|------|----------|---------|--|------------|----|
| ニッセキ | UDS-R03D | HTR306  | R03D-0002～ R03D-0321<br>平成25年5月14日～平成29年3月21日  | 318        |    |
|      | YDS-R03E | HTR308  | R03E-0002～ R03E-0114<br>平成28年8月20日～平成30年10月25日 | 111        |    |
|      | YDS-R03F | HTR308A | R03F-0002～ R03F-0266<br>平成30年6月1日～令和4年3月3日     | 260        |    |
|      | R06F     | HTR410  | R06F-0001～ R06F-0003<br>令和3年8月17日～令和3年8月20日    | 3          |    |
|      | （計4型式）   | （計4車種）  | （製作期間の全体の範囲）<br>平成25年5月14日～令和4年3月3日            | （計692台）    |    |

（備考） 本件は、令和4年1月17日付け「届出番号5083」により、暫定措置のリコール届出を行ったものですが、恒久対策が決定したこと及び「届出番号5083」の対象車両以降に生産・販売した車両の一部においても恒久措置が必要であることより、対象範囲を拡大して再度対策を行うものです。

【注意事項】 リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。